

違憲訴訟ニュース

第2号
2015.5.14

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

より充実した訴訟をめざし

5月29日の「違憲訴訟一斉提訴」は延期

5月14日、三回目の府本部年金訴訟委員会と弁護団の合同会議が開かれました。はじめに弁護団から、訴訟のすすめ方と日程、訴状の内容、論点などについて提案が行われ、意見交換を行いました。



学者の意見も聞きながら論点整理

訴訟の日程等については、これまで5月29日に提訴することを確認していましたが、より充実した訴訟をめざすために、学者の意見も聞きながら、さらに論点整理が必要なので提訴日をずらすこと、年金者組合の全国大会(6月17~18日)までには確定することを確認し、年金者組合も了解しました。

また、明日5月15日に、大阪市大:木下、龍谷大学:田中両先生と弁護団、年金者組合の三者で勉強会を行うことも確認されました。

この日の合同会議では、年金訴訟大阪弁護団が真剣に検討していること、たとえば中央がつくった訴状は、判りにくく条文の整理が必要ではないか、年金の増減に使っている物価指数は適正なのかどうか、財源・基金の問題や不当性をどう追及するのか、憲法と法律、

政令との関係と問題点などについて各弁護士から発言があり、今後解明

していくことが確認されました。最後に次回以降の日程を確認しました。次回の合同会期は、5月27日です。

第3回の合同会議は、これまでに比して熱を帯び、ち密な議論、幅の広い議論が交わされ、弁護士のなかから、「面白い裁判に」という声もありました。私たちも弁護団に呼応して、100万署名やカンパ活動など一層とりくみをすすめましょう。

(文責 長坂)



「違憲訴訟」でお世話になる喜田崇之弁護士

年金110番

- 6月16日(火)
午前10時～午後4時
 - 大阪年金者組合
 - ☎06-6354-7207
- ※年金問題の専門家が相談に当たります

マスコミも注目する
「年金110番」に！

6月15日は「マクロ経済スライド」が導入されて初めての年金支給日です。政府は、年金をこれから30年間、毎年下げ続けることを計画しています。これでは、大半の人が年金で生活することができません。とりわけ若者には深刻です。

日本の年金制度は複雑な経過を経ており、疑問を持っている人もたくさんおられます。多くの人が年金制度を理解し、力を合わせて運動しなければ、日本の年金制度はよくなりません。皆さんの声を「年金110番」にお寄せください。

年金訴訟カンパのお願い

に応分のカンパをお願いしています。また裁判闘争の意義を踏まえ、多額のカンパも大歓迎です。毎月末、カンパを府本部まで結集してください。

- ・6月17日中央本部大会までに目標の50%
- ・10月14日年金一揆までに80%
- ・12月中央本部中央委員会までに100%